



農業委員会からのお知らせ

☎ 農業委員会事務局 ☎ 22-9720 FAX 22-9715

令和8年度 農業委員会総会開催日

総会開催日	申請書などの提出締切日
4月10日(金)	3月19日(木)
5月8日(金)	4月16日(木)
6月10日(水)	5月20日(水)
7月10日(金)	6月19日(金)
8月10日(月)	7月17日(金)
9月10日(木)	8月20日(木)
10月9日(金)	9月17日(木)
11月10日(火)	10月20日(火)
12月10日(木)	11月20日(金)
令和9年1月8日(金)	12月15日(火)
2月10日(水)	令和9年1月20日(水)
3月10日(水)	2月18日(木)

◆申請書などの提出はお早めに

令和8年度農業委員会の総会開催日と申請書などの提出期限は次のとおりです。

農地(田・畑)の売買や贈与などで所有者を変更するときや、農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法に基づく許可などが必要です。申請書類などの提出は上記まで。

※締切日翌日以降の提出や、提出書類に不備・不足など誤りがある場合は翌月以降の総会に上程します。

※農業委員会の許可は総会后2~3営業日、市の許可は締切日からおおむね40日前後での交付を予定しています。ただし、他法令の許認可が必要なものはこの限りではありません。



令和8年度 伊賀市農作業賃金基準表

種目	単位	基準額(円)	備考	
一般作業	1時間	1,200	1日の労働時間は8時間を基準とする	
耕うん等	耕起	10a	10,410	
	くれ返し	10a	7,440	
	代かき	10a	7,440	
あぜぬり	1m	110	あぜぬり機使用	
育苗	1箱	790	硬化苗	
苗運搬	1箱	90		
田植	10a	11,440	側条施肥機使用の場合1,810円増し 農薬1剤につき570円増し ※苗代含まず	
農薬散布	液剤	10a	4,000	薬代含まず
	粉粒剤	10a	2,860	動力噴霧機または動力散布機使用
	ドローン使用	10a	2,860	薬代含まず
稲刈取り	10a	24,360	コンバイン使用	
もみ 粉運搬	10a	3,430~4,580		
もみすり 乾燥・粉摺調製	玄米60kg	2,520~3,090	水分量25%を基準として水分量により加減	
色彩選別機	玄米30kg	570	色彩選別機単独の場合	
		460	粉摺りと一連の場合	
はいはん 畦畔草刈	1時間あたり	1,540~2,040	刈払いのみ(機械・燃料含む) ほ場や畦畔の状況により加減	
土壌改良材散布 肥料散布	10a	1,720~2,860	土壌改良材代含まず・肥料代含まず	
麦	耕うん・播種・施肥	10a	9,390	種子、肥料代含まず
	刈取り・運搬	10a	17,020	
大豆	耕うん・播種・施肥	10a	6,970	種子、肥料代含まず
	刈取り・運搬	10a	13,940	

◆農作業賃金の目安が決まりました

《注意事項》

- 基準額は、ほ場整備田での目安です。ほ場の条件・使用農機・作業の難易などにより、双方で協議・調整をしてください。
- 遠距離作業は、作業機などの輸送費を双方で協議の上、別途加算してください。
- いずれの基準額にも飲食などのまかない料は含みません。
- 消費税込みの金額です。



「こども誰でも通園」が始まります

☎ 保育幼稚園課 ☎ 22-9655 FAX 22-9646



こども誰でも通園制度



壬生野保育園

4月から「こども誰でも通園」を始めます。すべてのこどもの育ちを応援し、保護者の就労の有無などを問わず、誰でも保育所などを利用できる新しい制度です。月10時間の枠内で利用できます。

こどもに集団生活を通じた新しい体験をしてもらいたい時や、子育てに不安を抱えている人はぜひご利用ください。

利用希望者の面談を3月16日(月)から開始しますので上記へお問い合わせください。詳細は市ホームページでお知らせします。

【利用時間】

平日午前8時30分~午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く。)

【ところ】 壬生野保育園 ☎ 45-3179

【対象者】 保育所などに通っていない0歳6カ月~満3歳未満のこども

【料金】 1人1時間あたり300円
(別途保険、給食代などが必要)



伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」に登録しませんか

☎ 農林振興課 ☎ 22-9713 FAX 22-9715



環境負荷を低減した農業生産活動により生産された農産物の普及と振興を目的に、伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度を始めます。

IGAGREENに登録された農産物には、登録基準を満たす取り組みを行っていることを表示することができるシールを貼付できます。

登録基準は、伊賀地域で環境負荷低減(化学合成農薬と化学肥料の使用を原則30%以上低減)に取り組んで生産された、次の基準に当てはまる農産物です。

- 有機JAS認証を受けた農産物
- 環境保全型農業直接支払交付金の交付対象圃場で生産された農産物
- 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度に基づき認定された農産物
- 伊賀ふるさと農業協同組合が定めた栽培基準を満たし、認定した農産物

○その他、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき生産された特別栽培農産物

【対象者】

伊賀市に住所または事業所を有し、登録基準を満たす農産物を生産する農業者

【申込方法】

申請書類に必要な事項を記入の上、上記まで提出。申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

